

平成16年11月9日
総務省

新潟県中越地震及び台風第23号災害に係る地方交付税 (11月定例交付分)の繰上げ交付

1 新潟県中越地震及び台風第23号災害により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、11月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

2 繰上げ交付対象団体

(1) 新潟県中越地震

①都道府県分

新潟県

②市町村分

新潟県内 8市12町3村(23団体)

ながおかし かしわざきし おぢやし とおかまし みつけし とちおし うおぬまし みなみうおぬまし なかのしままち
長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、栃尾市、魚沼市、南魚沼市、中之島町、
こしじまち みしままち よいたまち わしまむら いずもざきまち やまこしむら かわぐちまち しおざわまち かわにしまち
越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、川口町、塩沢町、川西町、
つなんまち なかさとむら おぐにまち にしやままち やすづかまち
津南町、中里村、小国町、西山町、安塚町

※魚沼市及び南魚沼市(共に平成16年11月1日に市町村合併により成立)については、合併前の堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村、入広瀬村(以上魚沼市)、六日町、大和町(以上南魚沼市)が交付対象団体であったため、今回合併後の魚沼市及び南魚沼市に繰上げ交付します。

(2) 台風第23号災害

〇市町村分 10市6町(16団体)

(ア) 京都府内 2市(2団体)

ふくちやまし みやづし
福知山市、宮津市

(イ) 兵庫県内 4市6町(10団体)

すもとし とよおかし にしわきし やぶし きのさきちょう ひだかちょう いずしちょう つなちょう
洲本市、豊岡市、西脇市、養父市、城崎町、日高町、出石町、津名町、
いちのみやちょう つなぐん せいだんちょう
一宮町(津名郡)、西淡町

(ウ) 香川県内 3市 (3団体)
さかいでし し ひがし し
坂出市、さぬき市、東かがわ市

(エ) 大分県内 1市 (1団体)
つくみし
津久見市

3 繰上げ交付額 (合計 15,842 百万円)

(1) 新潟県中越地震 (11,885 百万円)

① 都道府県分

新潟県 7,112 百万円 (11月定例交付額の10%)

② 市町村分

新潟県内 4,773 百万円 (11月定例交付額の30%)

(2) 台風第23号災害 (3,957 百万円)

○ 市町村分

京都府内 473 百万円 (11月定例交付額の30%)

兵庫県内 2,244 百万円 (")

香川県内 1,024 百万円 (")

大分県内 216 百万円 (")

4 繰上げ交付予定日

平成16年11月11日 (木)

自治財政局財政課 佐藤、小鍋
TEL 03-5253-5111 (代表)
(内線 3327)
TEL 03-5253-5612 (直通)
FAX 03-5253-5615